



News Letter

コロナ対策
特別号

米子東町法律事務所ニュースレター

コロナ対策特別号 目次

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. ニュースレター発刊のご挨拶 | 3. 雇用調整助成金の特例措置について |
| 2. 新型コロナ対策－弁護士視点から－ | 4. 法律事務所改装と駐車場のご案内 |

1. ニュースレター発刊のご挨拶

謹啓

各位におかれましては、新型コロナ対策に忙殺されているとご推察申し上げます。

今回の事態は、未曾有の災害とも、また新型感染症に対する戦争とも称せられていますが、グローバル化した社会・産業構造が必然的にもたらしたものであると同時に、私たちが、世界中の人々や企業・事業体と、緊密な紐帯で結ばれた、一つのまとまりをもった生命体であることを再認識させられる機会となりました。

新型コロナウイルスとの戦いは、まだ、始まったばかりであり、今後、1年ないし2年程度の混乱は避けられません。私たちは、必ずやこの戦いに打ち勝てるという確信のもと、恐れず、慌てず、現状を直視し、人と企業・事業体の絆を堅持しつつ、しかも迅速にこの危機を乗り越えるための個別具体的な対策を立て、前進する必要があります。

米子東町法律事務所の所属弁護士は、これまで多くの企業・事業体の危機の相談、再生に携わった経験があり、皆様方のお力なりたいと願っています。

また、安田社会保険労務士事務所は、労務および各種補助金申請に関する実績をもとに、米子東町法律事務所と緊密な連携を保ち全力で皆様方を支援したいと考えています。

謹白

米子東町法律事務所 所長 弁護士 安田寿朗

安田社会保険労務士事務所 所長 社会保険労務士 安田岳歩



弁護士 安田寿朗

1 新型コロナ対策支援カード（事業者向け）

日本弁護士連合会で災害復興支援に関与されてきた永野海弁護士がまとめられた、新型コロナ対策支援カードを同封します。わかりにくいといわれている事業者向けの対策が、一覧表で見やすくなっています。支援策を利用する一助として下さい。

特に、従業員を休業させ、雇用調整助成金を取得しようとお考えの事業者様は多いと考えます。雇用調整助成金の要件等については、下記の社労士安田の記事をご覧ください。

※右記は同封の資料をご確認ください。

新型コロナ対策支援カード 使える支援制度のカードを探しましょう
令和2年4月19日版

*各制度には適用・利用条件や、今後の補正予算等での制度変更の可能性がります。随時、各ホームページ(QRコード)で確認を。 新型コロナ対策支援カード 印刷 内閣府 橋澤加世

給付金・支援金	持続化給付金 中小企業・各種法人 個人事業主 最大 100万円	窓口 0570-783-183 【誰に】 コロナで今年のどこか1つの月の売上が、前年同月比で50%以上減少した事業者 【誰に】 2月27日から6月30日の期間で、約めた仕事ができなかった日 1日につき4100円(上限)	小学校休業等対応支援金 2月27日から6月30日の期間で、約めた仕事ができなかった日 1日につき4100円(上限)	窓口 学校の休業助成金・実習生休業助成金 【誰に】 小学校等の臨時休業等による世帯で個人契約の仕事がなくなった保護者 臨時休業等の前日または仕事の契約対象	IT導入補助金(特別枠) 補助率 2・3 補助上限額 30～450万円	窓口 サービスデザイン推進協議会 【誰に】 在宅勤務導入のために使用する業務効率化ツールを導入した事業者 PC・タブレットなどのレンタル費用もOK
その他助成金	雇用調整助成金(特別措置) 【休業中】 支払った休業手当等の一部(最大9割) (日額1人8,330円上限)を助成	窓口 労働局又はハローワーク 【誰に】 コロナの影響で休業手当(パート含む)を支払う等した事業主 特別措置は4月1日から6月30日まで	小学校休業等対応助成金 有給休暇を使った労働者に払う費用 【誰に】 2月27日から6月30日までが対象期間	窓口 学校の休業助成金・実習生休業助成金 【誰に】 臨時休業等の子どもも世帯で休業した保護者の勤め先 2月27日から6月30日までが対象期間	持続化補助金(特別枠) 補助率 2・3 補助上限額 100万円	窓口 全国加工業連合会又は日本加工業連合会 【誰に】 コロナの影響でネット販売など非対面型サービスに転換を図る小規模事業者など 上記のための設備・システム投資が条件
融資・税金	個人向け緊急小口資金(特例) 学校の休業・個人事業主等の場合 20万円以内 その他の場合 10万円以内	窓口 社会福祉協議会 【誰に】 新型コロナで収入の減少があり生計維持の必要な人 【誰に】 無料子・保証不要・1年延長2年返済	資金繰り支援の各種融資 売上上の減少や取引の滞りによる資金の不足が懸念されるが、保証・担保なしで、資金繰り支援の融資が受けられる	窓口 左のQRコード(事業者作成の一覧表)を確認 【誰に】 コロナの影響で売上上の減少や取引の滞りによる資金繰りが厳しい事業者 日本経済団体連合会、農工商会、民間など	税金・納税の支援策 【誰に】 国際・地方税の1年納税猶予、固定資産税の軽減措置など TKCのHP/QRコードで詳細情報等を閲覧可能	都道府県・市区町村の支援 自治体独自の支援策は、TKCのHP/QRコードで詳細情報等を閲覧可能

2 労務管理の注意点

① 在宅勤務（リモートワーク）させる

在宅勤務（リモートワーク）を導入する場合、労働者の同意を得て、就業場所の変更を伝えます。また、**業務専念義務が生じる所定労働時間を明示し、労働時間を把握**するようにしましょう。クラウド上で記録が可能な勤怠システムを利用したり、Chatwork等を利用して勤怠の報告を受けることが考えられます。その日、実際にどのような作業をしたのか、成果物の提出ないし報告を受け、勤務時間のみならず勤務実態も把握することをお勧めします。なお、在宅勤務であれ、法定労働時間を超えた労働には残業代が発生しますので、注意してください。また、在宅勤務に伴い、**秘密情報や個人情報の管理が重要**となります。ルールを**明示して周知徹底する**必要があります。

なお、テレワーク導入に関する費用については、**IT導入補助金に、コロナ対応を目的とした特別枠（C類型）**が設けられています。**公募前（4月7日から5月10日まで）に導入したITツールも、条件を満たせば遡及的に補助金の対象になります。**PC・タブレットのレンタル費用も対象になり、**補助率は最大3分の2まで**となります。

② 年次有給求休暇の取得希望に応じる

年次有給休暇は、理由を問わず取得を認める必要があります。そのため、子どもの学校が休みになってしまった等の理由から取得を希望する従業員がいた場合は、これを認める必要があります。この場合会社は、年次有給休暇を取得した日分の給与を支払う必要があります。

なお、小学校等の臨時休業に伴って仕事に出られない保護者に、**年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた場合、小学校休業等対応助成金が利用できれば、有給休暇を使った労働者に払う賃金の100%（日額1人8,330円上限）**が助成されます。この**小学校休業等対応助成金**は、**申請期間が6月30日まで延長**されていますので、活用下さい。

③ 感染拡大防止のために会社の判断で休業させる

感染の疑われる従業員を会社の判断で休業・自宅待機とさせる場合は、**直近3カ月の平均賃金の6割以上の休業手当**を支払わなければなりません。そのため、休業の必要については十分検討が必要です。危険回避を優先し、検討を待たずしてひとまず休業、自宅待機とさせる場合は、休業手当を支払うことになる場合があります。

感染が明らかな従業員を休業させる場合であれば、使用者の責めに帰すべき事由によらず休業させることになるので、休業手当は不要と考えられています。この場合、健康保険における**傷病手当金支給**要件を満たすなら、労働者は直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について補償を受けることができます。

④ 会社の業績悪化のために休業あるいは事業を休止する

緊急事態宣言で客足が遠のいた、などの事情により業績が悪化したため、従業員を休業させたり事業を休止する場合も、基本的には使用者の責めに帰すべき事由による休業となり、直近3カ月の平均賃金の6割以上の休業手当を支払う必要があります。今回の事態を不可抗力として休業手当の支払義務を逃れることが出来る場合は厳格に判断され、会社が休業を回避するための努力を尽くしているかが一つの重要な点になります。

②や③で休業手当を支払った場合、雇用調整助成金（特例措置）の対象となれば、実際に支払った休業手当等の一部（最大9割、日額1人8,330円上限）について助成を受けることができます。なお、雇用調整助成金は、前年度に雇用していた全雇用保険被保険者の賃金総額を基に算定されます。

3 経営に関する対策

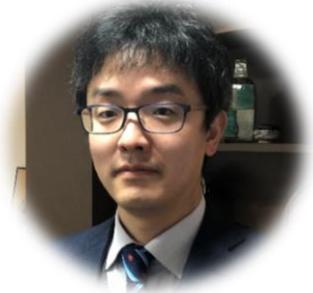
雇用調整助成金等の助成を後日受けることができる場合でも、まずは休業手当を支払う必要があるため、手元資金が必要です。助成金を得るまでに、手元資金が枯渇するリスクがある場合は、①金融機関からの無利子・無担保での融資（鳥取県のまとめた資金繰り支援サイトが網羅的です →<https://www.pref.tottori.lg.jp/290543.htm>）や、②既存債務の条件変更（債務整理や民事再生により、ひとまず支払いを凍結し、金融機関との交渉を行います）、③事業者への各種給付金の申請、場合によっては、④従業員の解雇を検討する必要があります。やむを得ず解雇する場合も、原則として、少なくとも30日前に解雇予告通知をするか、解雇予告手当（30日分以上の平均賃金）を支払うことが必要となります。

4 遠慮なくご相談ください

イレギュラーな対応が続く中、労務管理で疑問が生じた場合や、経営に関する抜本的な対応が必要な場合など、遠慮なくご連絡ください。社労士とも連携して、対応致します。接触を控え、Zoom等を利用したオンライン相談も可能です。困難な時が続いておりますが、共に乗り越えていくことができればと考えております。



弁護士 橋澤加世



社会保険労務士 安田岳歩

3. 雇用調整助成金の特例措置について 社会保険労務士 安田岳歩

1 雇用調整助成金の支給対象

業種を問わず、受注量が減ったり、行政の要請で事業所を閉鎖したり、労働者が発症したため自主的に事業所を閉鎖したり、労働者が子の世話のため休暇を取得し生産体制の維持等が困難になった等、影響を受ける事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

本来であれば直近3ヶ月の売上等の生産指標が10%以上減であることが要件でしたが、特例により、直近1カ月の生産指標が前年同期比10%以上減（4月1日以降の休業では5%減でOK）で受給でき、過去1年以内に本助成金を受給していても受給できます。支給限度日数も、1年間で100日（3年間で通算150日）の制限とは別枠で受給可能となっています。

支給申請方法は、休業に関する計画書を提出し、（初回に限り事後提出で可）、休業等を実施したのち必要書類を労働局に提出して支給申請を行います。

2 対象労働者・対象業種を拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業要請や営業自粛が広がり、雇用調整助成金の活用を検討する事業者が増えています。

厚生労働省では、4月1日から6月30日までの間の休業等について、雇用保険被保険者でないパート、アルバイト等週当たりの労働時間が20時間未満の労働者、4月入社で1日も入社していない新入社員の休業等も対象としています。また、風俗関連事業者の休業等も対象としています。

3 解雇なしで9/10、解雇ありは4/5の助成

助成率が引き上げられ、解雇等を行わない中小企業の場合は9/10（従前は2/3）、大企業でも3/4（従前は1/2）となっています（解雇等を行った場合は、中小企業4/5、大企業3/4）。

※雇用調整助成金の特徴として、仮に解雇や雇い止めなどを行った場合であっても支給率は下がりますが、支給はされます。

4 自動計算機能付き様式、記載事項・添付書類の省略等により手続きを簡素化

休業等実施計画届等の事後提出が認められているだけでなく、支給申請書に自動計算機能が組み込まれ、記載事項が大幅に削減されています。

また、添付書類の労働保険料に関する書類が不要となったり、休業・教育訓練の実績に関する書類として手書きのシフト表や給与明細の写しでもOKとされたりするなど、手続きが簡素化されています。

5 教育訓練は自宅等でのeラーニングもOK

教育訓練を実施した場合の助成率も上記と同率まで引き上げられ、通常1,200円の加算額が中小企業は2,400円、大企業で1,800円へと引き上げられています。

この教育訓練として、職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身に付けるもの（接客・マナー、パワーハラ・セクハラ、メンタルヘルス）も対象とされます。訓練方法も、一定程度の技能、実務経験、経歴のある者が講師として行う場合は、自宅等でインターネット等を用いた片方向・双方向で実施する訓練も対象とされます。

今回の感染症が経済に与える影響は深刻かつ長期化する可能性が高いと思われませんが、休業等による雇用の維持を図らず、労使関係が悪化して、終息した時に従業員が残っていないなどとなれば、事業を再開し業績を回復させることもできません。

助成金を活用した雇用の維持をぜひご検討のうえ、社会保険労務士にご相談ください。

関連URL：「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※支給申請に関わるサイトになります。最新情報の記載があり、FAQ等も記載がございますので、ご活用下さい。

※本ニュースレターは、2020年4月22日時点のものを掲載しておりますことをご留意ください。

4. 法律事務所改装と駐車場のご案内

既にご存知の方もおられると思いますが、米子東町法律事務所は、本年1月に、事務所をリニューアルしました。駐車場であったところが、緑あふれる外観のオフィスに変わりました。

駐車場としては、井田産婦人科様向かいの「東町パーキング」をご利用下さい。駐車チケットを無料でお渡ししておりますので、お声がけください。

